

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年5月19日

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会5月会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。なお、9番、佐藤孝悟議員からけが治療のため欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会5月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、猪岡須夫議員、4番、氷室裕史議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会5月会議の会議期間は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第27号及び日程第4、議案第28号の条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

条例案件1件、補正予算案件1件、計2件につきましてご説明をいたします。

最初に、条例案件につきましてご説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第27号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、議案書1ページ裏に記載のとおり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るものでございます。

次に、補正予算案件につきましてご説明をいたします。

議案書2ページをお開きください。

議案第28号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,827万8,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第27号、平泉町町税条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

議案第27号、平泉町町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる観点から、国税関係法律の臨時特例に関する法律を受け、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表、第1条関係により説明をさせていただきます。

附則第10条の改正についてですが、国の法律の改正に併せ、法附則第61条及び第62条を追加するものです。

第61条は、新型コロナウイルス感染症により事業収入割合が減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の課税標準を2分の1またはゼロとするものです。

62条は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う事業者を支援するため、事業用家屋及び構築物の固定資産税の特例措置の適用対象とするものです。

次に、附則第10条の2第26項及び第28項の改正ですが、上記附則第10条の読替規定により、法附則第62条の新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等の事業用家屋及び構築物に対する課税標準価格の当町における割合をゼロと定めるものです。

次に、附則第15条の2の改正についてですが、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。

次に、附則第27条の追加ですが、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度については法律で規定されておりますが、特例制度の申請書の訂正または添付書類の訂正を求めた場合、再提出期間を条例で定める必要があることから、追加をするものです。通常の徴収猶予申請と同様に、20日以内に申請書の訂正または添付書類の訂正がない場合は当該申請を取り下げたものとみなされます。

続きまして、2ページをお開きください。

新旧対照表、第2条関係でございます。

最初に、附則第10条及び附則第10条の2第28項についてですが、地方税法へ寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除が追加されたことにより、法律の条ずれによる改正でございます。

次に、附則第28条及び第29条の追加ですが、第28条については、新型コロナウイルス感染症に伴い、イベント等を中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る規定です。新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事の入場料金、参加料等の払戻請求権を放棄した場合、寄附金税額控除の対象とするものでございます。第29条については、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する適用を1年間延長し、令和16年度までとするものでございます。新型コロナウイルスの影響により、新築した住宅に令和2年12月までに入居できなかった場合、今回の改正で、令和3年12月までに入居した場合は弾力化の適用対象となり、控除期間を1年間延長することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第2号）について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、今回の議会定例会5月会議に補正予算を提出させていただきました理由を、はじめに説明させていただきます。

このたびの補正予算の歳出ですが、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関わるものでございます。

2款総務費では、町内全世帯への特別定額給付金を交付するため、予算を計上する必要があること。

3款民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金や障害者等への臨時給付金をそれぞれ交付するため、予算計上する必要があること。

4款衛生費では、一関市と共同で設置する臨時診療所発熱PCR検査外来開設に伴い、職員の時間外手当の増分を予算計上する必要があること。

5款労働費では、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用補助金を交付するため、予算計上する必要があること。

6款農林水産業費では、肉用牛肥育経営安定緊急対策特別事業費補助金を交付するため、予算

計上する必要があること。

7 款商工費では、地域企業経営継続支援事業補助金及び平泉町中小企業振興資金保証料補給金を交付するため、予算計上する必要があることから、今議会にそれぞれ予算を計上させていただき、速やかに事業執行するため提案させていただくものでございます。

議案書 2 ページ裏をお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金 7 億 5,718 万 6,000 円、これには特別定額給付金給付事業費補助金が含まれております。

15 款県支出金、2 項県補助金 1,216 万 9,000 円、これには地域企業経営継続支援事業費補助金が含まれております。

18 款繰入金、2 項基金繰入金 3,252 万 5,000 円、これは財政調整基金繰入金でございます。

20 款諸収入、5 項雑入 2 万円。

歳入合計補正額 8 億 190 万円。

次に、議案書 3 ページ、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費 7 億 4,686 万 7,000 円、これには特別定額給付金 7 億 4,200 万円が含まれます。

3 款民生費 1,572 万 7,000 円、1 項社会福祉費 190 万 8,000 円、2 項児童福祉費 1,381 万 9,000 円、これには子育て世帯への臨時特別給付金 865 万円が含まれています。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 58 万 4,000 円。

5 款労働費、1 項労働諸費 1,728 万 9,000 円、これには新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用補助金 1,165 万 5,000 円が含まれています。

6 款農林水産業費、1 項農業費 82 万 8,000 円。

7 款商工費、1 項商工費 1,690 万 8,000 円、これには地域企業経営継続支援事業補助金 1,260 万円が含まれています。

14 款予備費、1 項予備費 369 万 7,000 円。

歳出合計補正額 8 億 190 万円。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山ですけれども、一つ、家賃補助の関係になりますけれども、今回、国とか何かの制度の

中で家賃補助などを行っているわけですが、県内自治体では売上げが、国は50%減った場合とかになっていたと思うのですが、低いところは県内では15%という、売上げがそんなに減っていないといえますか、そういったところから、独自の補助の仕組みをつくっているところがあります。それから、金額の上乗せもしているところがありますけれども、そういった面では、今後、今回は町としては第1次ということなわけですけれども、そういった、県内では積極的な支援の仕組みをしているというところなのですが、その辺は今後はどういうふう考えていくのかというところが1つ。

それから、国の一律10万円の給付のことではありますが、補正では4ページ裏になりますけれども、申請の手續に関わってであります。我が家にも届きましたけれども、文書の内容についてお尋ねしたいと思います。

世帯主に届いているわけでありまして、文書の中にDVの被害の文言がありました。しかし、どうも、届くのは世帯主宛てだったりすれば、見るのは世帯主というふうに一般的にはなると思う。そうすると、世帯主ではない人がDVを受けた場合は、この文書を目にすることがないのかなとか。もう一つ、資料説明のほうにも、申請の本文というか、元の文書以外の資料のほうにも似たようなことが書いてあるわけです。そうすると、DVという家庭がどのくらい、家庭といえますか、町内にあるか、私は分かりませんが、受けている人に伝わらないということになると思うのです。そうすると、それというのは何か別な手だてというのは考えられているのかということなのです。

それから、今後ですね……取りあえずそのところでしょうか。それから、対応中のものもあると思うのです。それで、いずれにせよ、例えば花巻なんかの場合は、いろんな補助は中小企業という対象になっていて、大企業には当てはまらないということがあるのですが、花巻の場合は大きな温泉があるということでしょうが、大企業向けにも花巻市独自で支援もやっているのです。そういう点で、観光ということが大きい自治体だという事情があると思うのですが、当町もそういう点では、そういった観光ということを考えると、町内の事業者に対する特別の支援というのは必要だと思うのです。その中で、ここからなのですが、この間、対応中のものということで公共料金、町でいえば水道料金の支払いの先延ばしはもう実施していました。それでは、今、何件あるのかという点で伺いたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

1つ目の家賃補助についてでございます。

これ、今、国のほうでも検討を開始しておりますけれども、今現在の予算計上させていただいたものは、県と町で支援していくというものになっております。それで、県とともに平泉町として、50%以上減少したところにつきまして2分の1補助するというので、上限額を10万円、すなわち20万円の家賃を払っている方には10万円が支払われるという形になっております。これに

つきまして、今現在、国のほうでも検討を早急に開始しておるようです。この額では足りないとか、様々な議論があるようですので、今回の補正予算としてはこの形になっておりますけれども、今後、先ほど議員からもご質問があったとおりですが、観光協会は116の会社が会員になっておりますし、商工会が240弱、ここを今、調査していただいておりますので、その状況によっては、第2弾でまた国の助成というものも考えていきたいと思っております。今現在、様々な検討に入っておりますけれども、家賃のことにつきましても検討しておるところでございます。

あと、もう一つでございますが、中小企業の支援について特別支援が必要だということでしたが、これにつきましても、今、鋭意他地区のものとも比較しながら、町独自のものというものを、この次の議会には出していきたいというふうに考えておるところです。

その中で、大企業についてなのですけれども、平泉町の中では、町内にある企業としましては大きな企業は1つありますけれども、資本金としましては大企業の部類に入りますけれども、雇用形態とか、それらを見ますと中企業に入るということですので、町内としましては、今現在のところ、大企業というものはないという形になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

定額給付金のDVの取扱いについてということでございましたが、DVで避難されている方の申請方法につきましては、国でもそれぞれ周知を行っておりますし、当町としましてもホームページ、それから、今回送付した郵送物の中に同封をしているということでございますが、基本的にDV避難者の方につきましては避難先での対応ということになります。

当町では、現状のところ、避難されている方というのは確認をしておりませんので、当町で現段階で対応するものというものはございません。それで、住民票を平泉町に残したまま、ほかの市町村に避難されている方につきましては、それぞれ保護命令が出されているとか、証明書が発行されていることということが条件になっておりまして、居住市町村において、それらの対応には当たるということになっております。なお、万が一、当町の住所を有している方で他市町村で交付ということになれば、自治体間での連絡を図っていくということになります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道料金等に係る支払い期間の延長についてですけれども、4月8日から受付を開始いたしまして、現在まで2件ほど相談がございまして、実際、支払い期間の延長をしているところが1件でございます。もう一件の方は、こちらのほうで、減免ではなくて支払い期間の延長だということをご説明させていただきまして、ご納得いただいて、申請はしないということで対応しております。この1件は会社経営というか、企業経営の1件でございまして、延長期間は最長で8月31

日までということで、3月請求分から7月請求分までを8月31日まで延期したいという申請でございまして、そのとおり、こちらのほうで承認をいたしております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず一つは、この間でもすけれども、どちらかというところ、国の動きがとにかく遅いと。後手後手ということも度々、多くのところから言われている中で、そうなると、やっぱり自治体の、市町村の役割は大きくて、そういう点で今の答弁でもあったのですけれども、先々というふうな、そういった点で積極的な対応をまず進めてほしいという点であります。

ちょっと聞き方が悪かった、大企業だという私の認識がなかったのです。ただ、町内では一番大きいところで、確かに民間ということは言っているけれども、今、町の経済というか、そういった、県にとっても非常に大きな役割を果たしているし、それは今いまだけではない。この先のことも考えると、飲食店だってなくなれば、町内で食べる場所もなくなってしまうという、そういうものですし、一度、事業をやめてしまえば、これは大変なことになるという、そういった立場から、先手先手の取組が必要なのだろうというふうに思うわけです。横出しというような言い方もありますけれども、事業者への上乗せとかというのは、結構二十幾つ、今、あったかな、県内では21ありました。そういう点では、いずれ、今日の提案は提案ですけれども、この先のところを、もっと積極的なところを検討していただきたいし、あとは観光という点でいうと、先週ですけれども、NHKの番組で星野リゾートの話をしていました。インバウンドも1年、1年半あるいはもう少し長くなると来ないということで、やはりそうなると、県内あるいは両磐の中で、平泉に来ていただくようないろんな企画、花巻は宿泊に1,000円だったかなという何か補助もありました。そんなことも含めて、また、これ6月の一般質問で取り上げたいと思っていましたけれども、よりスピーディーな取組を進めていただきたいということです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

2点お伺いします。

1つは、民生費の児童福祉費の200万円の関係でございます。直接的には新型コロナの対策として、国やあるいは県が示している内容とは違う、町独自の取組として行われるわけなのですが、聞くところによれば、これは1年間実施をされると、このような内容のようでございますが、この臨時特別出産給付金の今後の扱いについて、これまでも本町における人口減少に、どのように歯止めをかけながら、あるいは定住者をどのようにして増やしていくかということで、様々な対策を練られてきているわけですが、今回のこの取組を一つの契機にして、継続的に定住化対策の

一環として実施をすることも一つの選択肢ではないかと、このように思いますので、ご見解をお伺いをしたい。

2つ目は、労働費の18節の関係でございます。本年4月から会計年度任用職員制度が導入をされて、そして、その導入に伴って、今まで臨時職員として担ってきた業務の平準化なり、あるいは見直しなり、こういったものを踏まえながら、この制度が4月から導入をされたわけでございます。今回、雇い止めや内定取消しなどを対象とした6か月間の4人ほどの任用を考えておられるようでありますけれども、現在の新型コロナウイルスの収束状態が見えない中で長期化すること、秋には第2弾が来るのではないかと、冬には第3弾が来るのではないかと、このようなことが既に言われておるわけでありまして。そうした場合の、長引く場合の対応について、どのように考えているのかお伺いをいたしたい。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

1点目でございます。

出産に対する特別給付金についてでございますけれども、今回、国民1人当たりの10万円給付というものが、基準日というもので4月27日ということで線引きをされているということでございます。ただ、4月28日以降につきましても、このような経済状態、それから家計の逼迫という状態は続いているわけでございまして、そういった子育て世代への支援、それから、消費を促すという観点から、今回、独自として、28日以降に出生された方に5万円というふうなことを政策として盛り込むということにしたところでございます。これにつきましては独自でやっていくということでございますけれども、期間は来年3月31日まで出生した方を対象にということでございます。

ただ、これを、では、3月で5万円がなくなるのかということになりますと、それも当町の定住政策からすれば、ある意味、むしろこれをやったことによって、後退ということにもなりかねないということもございますので、内部では、これをやるからには、スタートは緊急経済対策ですけれども、名前等も切り替わる可能性もございますが、定住対策として切り替えて継続してまいりたいということで検討をしているところでございます。

なお、この額につきましては、27日までの基準日の方は10万円ということでございますが、今後、定住対策として切り替えていくという先を見据えた場合に、当町の財政状況等も鑑みますと、5万円という一定の線で、今回は出させていただいたということでございますので、ご理解を頂ければというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ご質問の会計年度任用職員についてでございます。

このたびは、4人を半年間という形で予算計上させていただきました。先ほど、議員ご指摘のとおり、役場としましては4月から会計年度任用職員という制度を取り入れておまして、役場の事務を精査したというところでございます。その中で、このたび、雇い止め等もございますけれども、まず新型コロナウイルスの状況によって、かなりの事務量が増えております。そこで、この4人の方々も、いらっしゃればですけども、ぜひとも雇って新型コロナウイルス関係の事務をお願いしたいと思っております。

一応半年間とした理由としましては、これから職業安定所、ハローワークに求人を出しまして募集していきますけれども、事務作業はたくさんあります。ただ、この後、基本的には就職していただきたいとは考えております。ただ、今後、新型コロナウイルスの感染症の蔓延が続くようなことが起きると、また、雇用情勢は悪くなるものだろうというふうに思っております。そのときには、また、新たなる補正予算なり、当初予算になる可能性もございますが、そういうところで検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

今の新型コロナウイルスの日本経済に与えている影響あるいは地域経済に与えている影響というのは、もう我々が日々マスコミの報道などで見て知っているとおりでございます。

そこで、私は、4年前の議論をぜひ皆さんに想起をしていただきたいと、このように思うわけです。4年前の議論というのは何かといいますと、住宅リフォーム事業の廃止をめぐって、4年前の一般質問あるいはそれぞれの常任委員会の中で様々な議論が交わされてきました。そして、一定程度の町当局の考え方、方向性というものが示されたわけです。それはどういう方向性かといいますと、あのリーマンショックのような経済状況になれば、この住宅リフォーム事業については、改めて実施について考えなければならないだろうと、このように答弁をされたわけでありまして。もう既に報道されていますように、今回の新型コロナウイルスの経済に対する影響というのは、リーマンショックをはるかに超えると、このように分析、公表されているわけでありまして。今後に向けて、地元経済の活性化などを含めて、あるいは地元の中小的事業者の対応を含めて、この住宅リフォーム事業あるいはリノベーション事業の新設要求なども、建設業界の皆さんなどから請願として上がってきている経過がございますので、真剣に考えていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

現在、対応中のものの中に就学援助の支給という部分がございますが、これの対応につきまし

て、今後、こういったコロナの影響が続く、今後、出てくる、まだ現在のところは対象者がいないというようなことなのですが、そこに今後、どういうふうに、ここはぜひ2次のところで入れてもらいたいところですし、民生委員さんのところでも、就学援助の対象についてはご意見を入れる形になっていると思いますので、その辺の対応について、今後、どういうふうに取り組みたいのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

就学援助の認定につきまして、今般のコロナウイルスの影響によって、著しく生計が大変な状況になった家庭への就学援助の拡大というか、追加認定につきましては、今、学校を通じて相談を受けておりますけれども、今のところはまだそういった相談はないのですけれども、今後、そういった場合に追加認定ということは当然必要になってきますし、また、さらにご質問の、今回、いろんな定額給付金に、さらに追加の給付金という形で交付しているわけですが、そういった就学援助の方についても、例えば、今回の児童扶養手当の世帯と重複している世帯等もあるのですけれども、そういったことと精査しながら、必要などころに、必要な方に必要な、公平性を考慮しながら、給付金等の交付についても今、検討中でございますので、今後、そういった具体的に予算要求というか、予算化してご提示したいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そのように取り組んでいただければと思います。

今、ちょっと民生委員さんの今後の活動ということでも申し上げたところなのですが、今回は本当に人と人が接触しないようにというような、そういう方針がかなり、今後もまだ続く可能性、全て解消するまでは長く続くと思われま。そういった意味で、本当に当町でもひきこもりの問題、あるいはそういった取組がなかなかできないというところもあるでしょうから、ここ最近で民生委員さんにも、そういった各家庭の状況を把握してもらおうというような報道もございますので、そういったところも把握しながら考えていただく、そういう手当ても時間の経過とともに現れてくるところを、ぜひ調査もしていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第5、発議第4号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、阿部圭二。

賛成者、平泉町議会議員、升沢博子、氷室裕史、大友仁子。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、新型コロナウイルス感染症による住民生活及び地域経済への影響と対策に係る調査のため。

4、委員の定数、12人。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。
それでは、これから発議第4号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (高橋拓生君)

起立全員です。
したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において直ちに新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を招集します。
委員会室1において、委員長、副委員長の互選をお願いします。
暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時57分

議長 (高橋拓生君)

再開します。

議長 (高橋拓生君)

日程第6、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長の互選結果についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告させます。

事務局長 (村上可奈子君)

それでは、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、12番、高橋拓生議員、副委員長、4番、氷室裕史議員。

以上でございます。

議長 (高橋拓生君)

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議 長（高橋拓生君）

以上で本定例会 5 月会議に付議された議案が議了いたしました。

閉議を宣言いたします。

ご起立願います。

これをもって、令和 2 年平泉町議会定例会 5 月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 10 時 58 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 猪 岡 須 夫

同 水 室 裕 史